

西宮市介護用品支給事業に係る企画提案競技実施要領

1. 趣旨

本市では、在宅で要介護4又は5の認定を受けている高齢者等（二号被保険者を含む）を介護している家族に対し、紙おむつや尿とりパッド等の介護用品を支給している。

現在、支給方法については市であらかじめ選定した介護用品の中から自由に選択して支給を受ける方法（市助成金額上限あり）をとっており、又、支給内容の変更等の連絡については委託業者に連絡してもらい、市職員では対応の難しい介護用品の使い方の相談を含めて利用者の介護をサポートする体制をとっている。

介護用品は、正しく使用することで利用者及び介護者に役立つものである。使用方法をはじめとする介護用品の相談にも対応できる仕組みを構築し、利用者及び家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、公募型プロポーザル（企画提案競技）を実施し、豊富な情報・経験・知識などを有し業務遂行能力の優れた業務受託者を選定するものである。

2. 公募事項

(1) 業務名

西宮市介護用品支給事業

(2) 事業目的

西宮市介護用品支給事業を事業者へ委託することにより、その専門性・ノウハウ等を活用することで、サービスの向上、効率的な事業運営を行い、介護用品が必要な高齢者等とその家族に対し心身及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、提案価格等の評価基準をもとに総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

(4) 事業内容

西宮市介護用品支給事業実施要綱（別紙6）に基づき、西宮市介護用品支給事業委託業務仕様書（別紙3）のとおりとする。

(5) 事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

ただし、各年度の予算成立を前提として、業務遂行状況から令和10年3月31日までの期間について随意契約とする予定。

(6) 実施場所

西宮市 市内全域

(7) 委託予定額

金額 12,597千円以内（税込）

※支給実績に基づく単価契約（精算あり）

(8) 全体スケジュール

内 容	日 程	備 考
募集開始・参加表明書の受付	令和6年12月13日(金) ～令和7年1月8日(水)	HPで募集開始
質問書の提出期限	令和6年12月23日(月)	様式6
質問書への回答期限	令和7年1月6日(月)	メールにて回答
企画提案書の提出	令和7年1月9日(木) ～令和7年1月17日(金)	様式4他
書類審査	令和7年1月下旬	
受託候補者の選定	令和7年2月中旬	選定結果通知
契約締結	令和7年4月1日	予定
委託業務の開始	令和7年4月1日	

3. 応募資格

(1) 基本要件

西宮市介護用品支給事業にふさわしい会社理念をもち、利用者への配慮や社員教育等が行き届いており、かつ、効率的な事業運営を信義に従って実施することができる事業者であること。

(2) 参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②西宮市指名競争入札参加資格者名簿（令和6年度）に登載されていること。
- ③提案書の提出期限において、西宮市の指名停止を受けていないこと。
- ④法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに西宮市内に本店（本社）がある場合には、本市の市税に未納がないこと。
- ⑤別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑧民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。

⑨地方公共団体が発注した対象業務（または類似業務）を実施したことがあること。

4. 応募方法

(1) 参加表明書の提出

本事業への参加を希望する場合は、次の書類を提出すること。

- ①提出期間：令和6年12月13日（金）
～令和7年1月8日（水）17：00必着
- ②提出方法：持参、又は郵送
- ③提出部数：1部（正本1部）
- ④提出書類：下記のとおりとする。
 - ・参加表明書（様式1）
 - ・事業者概要（様式2）
 - ・過去の契約実績調書（様式3）

(2) 質問等の受付

本企画提案競技の内容について質問等がある場合は、質問書（様式6）を以下の期限までに提出すること。

- ①提出期間：令和6年12月13日（金）
～令和6年12月23日（月）
- ②回答期日：令和7年1月6日（月）
- ③提出方法：質問書（様式6）を使用し、電子メールにて質問内容を提出すること。
- ④回答方法：質問者に対し、個別に電子メールにより行うほか、回答を西宮市ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

- ①提出期限：令和7年1月9日（木）
～令和7年1月17日（金）17：00必着
- ②提出方法：持参、又は郵送
- ③提出部数：8部（社名ありで2部(正・副)、社名なしは6部で複写も可）
※見積書だけは1部（正本：封をした状態）
- ④提出書類：下記のとおりとする。
 - ・企画提案書（様式4）
 - ・見積書（様式5）※令和8年度及び令和9年度に変更予定があれば、見積書を年度ごとに分けて提出すること。
 - ・事業者の案内パンフレット（ある場合）

(4) 提出先・問合せ

西宮市 健康福祉局 福祉部 高齢介護課 管理チーム
住 所：〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
電 話：0798-35-3077 FAX：0798-35-1580
受付時間：9：00～17：00
電子メール：kaigo@nishi.or.jp

※土日祝日及び上記受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(5) 留意事項

- ①提出書類は返却しない。
- ②申請に関する経費は応募者の負担とする。
- ③提出書類は2穴A4サイズで左綴じとする。
- ④応募者は複数の提案をすることはできない。
- ⑤必要に応じ、追加資料の提出を求める。
- ⑥提案書の提出をもって、要綱及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- ⑦文字サイズは10ポイント以上で作成すること。

5. 審査及び選考等

(1) 審査及び選考等の方法

提出書類の内容にて書類審査を実施

(ただし、応募数が5社を超えた場合、提出書類を選定評価基準に基づき、事務局(高齢介護課)が評価したうえで上位5社を選考し、プレゼンテーションを実施。)

※プレゼンテーション実施の有無については、参加表明書の提出期限後に別途連絡

※プレゼンテーション実施の場合の日程：令和7年1月下旬(詳細は別途通知)

説明時間：約15分、質疑応答時間：約15分

担当者及び責任者が出席すること。

(2) 審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
①過去の業務実績	5 / 100	選定評価基準
②本業務の推進体制	15 / 100	
③企画提案書	55 / 100	
④見積金額	25 / 100	

○選考のポイント

- ・過去の業務実績(介護用品支給業務の有無)

- ・本業務の推進体制（適正な配置人員で本市の指示に柔軟な対応が可能か）
- ・提案内容（業務の遂行能力等）
- ・見積金額など

（3）審査・選定方法

- ①選定にあたり、西宮市介護用品支給事業 受託候補者選定委員会設置要綱で構成する選定委員会を設置する。
- ②選定評価基準に基づき選定委員会が審査し、総評価点が最も高い応募者を受託候補者として選定する。最高得点応募者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。
- ③応募事業者が1社の場合は、各委員の評価点の平均値が6割以上であれば受託候補者とする。

（4）選考結果の通知

- ①選考結果は、応募者全員に文書等で通知する。
- ②選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

（5）候補者選定後の流れ

所管課（高齢介護課）と受託候補者は、カタログの内容や利用者への通知内容等について協議を行い、利用者に負担をかけることなく令和7年4月からの事業開始に備える。

（6）失効及び無効

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。
- ④応募資格を有しなくなった場合。

6. その他

- （1）本業務は、令和7年度当初予算が議会で可決され、予算措置がなされた場合に行うものである。この企画提案競技は、本業務の受託候補者の選定を行うものであり、実際の契約については予算措置がなされた後、令和7年4月1日に行うものとする。
- （2）契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。本市のホームページ（<http://www.nishi.or.jp>）の「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約に関する規則・要綱・基準等＞契約書（契約約款）・特約・誓約書」で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。
- （3）契約は1年ごとに行うものとする。
- （4）業務遂行に問題が見られない場合は、令和8年度及び令和9年度においても受託候補者と随意契約する予定。

